

改 正 後	改 正 前
<p>イ ロ ハ (2)</p> <p>(借入金として取り扱う売買代金の額) 15 - 2 - 2 法第 64 条の 2 第 2 項..... リース期間(リース契約において定められた賃貸借期間をいう。 以下 15 - 2 - 2 において同じ。)中.....15 - 2 - 3.....</p> <p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額) 15 - 2 - 3 法第 64 条の 2 第 2 項.....</p> <p>(貸付金として取り扱う売買代金の額) 15 - 2 - 4 法第 64 条の 2 第 2 項.....</p>	<p>イ ロ ハ (2)</p> <p>(借入金として取り扱う売買代金の額) 15 - 3 - 2 令第 136 条の 3 第 2 項..... リース期間中.....15 - 3 - 3.....</p> <p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額) 15 - 3 - 3 令第 136 条の 3 第 2 項.....</p> <p>(貸付金として取り扱う売買代金の額) 15 - 3 - 4 令第 136 条の 3 第 2 項.....</p>

三十二 連結特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>(総資産の帳簿価額の計算) 19 - 1 - 8 令第 155 条の 25 の 3 第 1 項(総資産の帳簿価額)に規定する総資産 の帳簿価額の計算については、3 - 2 - 7 (総資産の帳簿価額の計算) から 3 - 2 - 9 (税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金 額) までの取扱いを準用する。</p>

(廃止)

(自己資本の額を算出する際の負債の意義)

19 - 1 - 9 令第 155 条の 25 の 3 第 2 項に規定する「負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限る。)」には、例えば、その金銭消費貸借契約において利子の支払を約さないものであっても、その利子の支払を約さないことに合理的な理由がないものが含まれることに留意する。

(廃止)

(自己資本の額を算出する際の株主等の意義)

19 - 1 - 10 特定同族会社の判定の基礎となる連結親法人の株主等と特殊の関係のある個人(令第 4 条第 1 項に規定する特殊の関係のある個人をいう。)又は株主等と特殊の関係のある法人(令第 4 条第 2 項に規定する特殊の関係のある法人をいう。)であっても、当該連結親法人の株式又は出資を有しない場合は、令第 140 条第 3 項に規定する「同族株主等」には含まれないことに留意する。

(廃止)

(自己資本の額を算出する際の株主グループの所有割合)

19 - 1 - 11 令第 140 条第 4 項に規定する株主グループの所有割合の計算については、1 - 5 - 1 (株式会社における連結同族会社の判定) から 1 - 5 - 8 (同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の連結同族会社の判定) までの取扱いを準用する。

三十三 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(利子計算期間の途中で記載又は記録された公社債に係る控除所得税額の計算)</p> <p>19 - 2 - 7</p> <p>.....<u>金融商品取引業者等</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>	<p>(利子計算期間の途中で記載又は記録された公社債に係る控除所得税額の計算)</p> <p>19 - 2 - 7</p> <p>.....<u>証券業者等</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>
<p>(信用取引等による買付株式がある場合の控除所得税額の簡便計算)</p> <p>19 - 2 - 12</p> <p>.....<u>金融商品取引法第 161 条の 2 第 1 項(信用取引等における金銭の預託)</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(信用取引等による買付株式がある場合の控除所得税額の簡便計算)</p> <p>19 - 2 - 12</p> <p>.....<u>証券取引法第 161 条の 2 第 1 項(信用取引等における保証金の預託)</u>.....</p> <p>(注)</p>

三十四 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(連結国外所得金額の計算における連結欠損金の繰越控除等の不適用)</p> <p>19 - 3 - 10</p> <p>.....<u>措置法第 68 条の 105 の 2 及び第 68 条の 105 の 3 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例)</u></p>	<p>(連結国外所得金額の計算における連結欠損金の繰越控除等の不適用)</p> <p>19 - 3 - 10</p> <p>.....<u>措置法第 68 条の 105 の 2 及び第 68 条の 105 の 3 (連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例)</u></p>
<p>(負債利子の配賦)</p> <p>19 - 3 - 13<u>令第 136 条の 2 第 1 項(金銭債務に係る債務者の償</u></p>	<p>(負債利子の配賦)</p> <p>19 - 3 - 13<u>社債発行差金の償却額</u>.....</p>

還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該連結事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額...

.....

(1)

(2)

(3)

(注) 1

2

3

4純資産の部.....

(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)

19 - 3 - 60 規則第 37 条の 6 第 12 号及び第 14 号.....

.....同条第 13 号.....

(注)

(1)

(2)

(3)

(注) 1

2

3

4資本の部.....

(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)

19 - 3 - 60 規則第 37 条の 6 第 10 号及び第 12 号.....

.....同条第 11 号.....

(注)

三十五 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)</p> <p>20 - 1 - 5</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p>	<p>(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)</p> <p>20 - 1 - 5</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p>

改 正 後	改 正 前
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6 <u>法人税法施行令(以下「施行令」といいます。)第4条の2第2項、第3項、第6項、第7項、第10項又は第11項</u>	6 <u>法人税法施行令(以下「施行令」といいます。)第4条の2第1項、第2項、第4項、第5項、第8項又は第9項</u>
..... <u>同条第22項</u> <u>同条第21項</u>
7	7
8 <u>施行令第4条の2第4項第2号、第8項第2号又は第12項第2号</u>	8 <u>施行令第4条の2第3項第2号、第6項第2号又は第10項第2号</u>
9	9
..... <u>施行令第4条の2第4項第2号</u> <u>施行令第4条の2第3項第2号</u>
10	10
..... <u>施行令第4条の2第4項第5号又は第8項第6号</u> <u>施行令第4条の2第3項第5号又は第6項第6号</u>
... <u>合併法人の株式若しくは合併親法人株式又は分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人株式</u> <u>合併法人又は分割承継法人の株式</u>
11	11
(注)	(注)

三十六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い...リース取引に係る改正通達の適用時期)</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の2-4-2の2、2-4-8から2-4-11まで、3-2-3、6-6の2-1から6-6の2-16まで、10-2-21の2、15-1-1から15-1-3まで及び15-2-1から15-2-4までの取扱いは、平成20年4月1日以後に締結される契約に係る法第64条の2第3項(リース取引の範囲)に規定するリース取引について適用し、同日前に締結された契約に係る法人税法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第83号)による改正前の令第136条の3第3項(リース取引の範囲)に規定するリース取引については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>